

又物資動員の結果として現はれた争議發生可能状態の未然解決並に失業対策として當府に於て取上げ之を實踐しつゝあるものに左の様な數項があり、之等は七月九日八月四日の二回に亘り警察部長名を以て各警察署長に對し通牒され着々其の効果を顯はしつゝあるものであるが曩に掲げた産業報國會の結成と共に労働争議の未然防止延ひては戦時下の治安警察上極めて緊切なるものであるため更に之を附記して参考資料とするものである。

對策要項

- (一) 影響ヲ受クベキ産業ニ就テハ事業ノ轉換就業時間ノ短縮若ハ休日制ノ採用等ノ方法ニヨリ可成離職者ヲ出ササル様豫メ關係業者ニ懇談シ置クコト
- (二) 離職者ヲ生スベキ虞レアル工場ニ在リテハ豫メ轉職比較的可能ナル(弱年、獨身、故農、其ノ他)従業員ヲ調査シ置キ不得已ル事態ニ當面シタル時ハ可成斯種従業員ヲ漸次之ニ振向ケ世帯主ハ可

及的解雇セシメザルコト

- (三) 不得已離職者ヲ出スキ場合ニ在リテモ直ニ解雇ノ手段ヲ採ルコトナク雇備關係存続ノ状態ニ於テ轉職斡旋ニ努メシムルコト
  - (四) 解雇ノ場合ハ必ス時期及人數ヲ事前ニ申告セシメ充分調査検討ノ上最少限度ニ留メシムルコト
  - (五) 事業ノ廢止休止操業短縮等ニ伴フ従業員ノ解雇賃銀各種手當等ヲ繞ル諸問題ニ就テハ假令事態カ紛争議形態ニ入ラスト雖モ積極的ニ乗出シ眞ニ互讓ノ精神ヲ以テ圓滿ナル一體的解決ヲ計ラシムル様斡旋ニ努メ極力紛争議ノ未然防止ヲ爲スコト
  - (六) 轉職斡旋ハ離職者任所近接地ヲ最モ適當トスルヲ以テ豫メ所轄内求人工場ヲ調査シ置キ積極的ニ就職ヲ斡旋スルコト
  - (七) 解雇者數名以上ニ上ル場合當廳職業課及職業紹介所ト連絡ノ上其著ニ出張就職斡旋ニ努ムヘキニ付離職者ヲ集合セシムル様取計フコト
- 其ノ他ハ省略ス